

香美市審議会等の委員の公募に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民参加による開かれた市政を推進し、市政に対する理解と信頼を深め、公平な市政参画の機会を保障する審議会等の委員公募制度の導入に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関であつて、法令又は条例により設置するものをいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する人をいう。
 - ア 市内に住所を有する人
 - イ 市内で働く人
 - ウ 市内で学ぶ人
 - エ 市内で事業を営む人
 - オ 市内に土地又は家屋を有する人
 - カ 市内で活動する人
- (3) 市長等 市長及びその他の執行機関をいう。

(執行機関の責務)

第3条 市長等は、審議会等の委員(以下「委員」という。)を選任するときは、委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令により委員の資格が定められている場合
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報に審議する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でないと認められる場合

(公募の方法)

第4条 市長等は、委員を公募しようとするときは、当該委員の公募について必要な事項を市の広報誌及びホームページに掲載するとともに、その他市民に広く周知することができる方法により、募集しなければならない。

(公募委員の応募資格)

第5条 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)の応募資格は、任期の開始日において、原則満18歳以上の市民であることとする。ただし、市議会議員及び市職員並びに3以上の審議会等で委員に委嘱されている者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、審議会等の設置の趣旨、役割等を踏まえ、適宜資格要件を付加することができるものとする。

(応募方法)

第6条 公募委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、申込書その他必要な書類（以下「申込書等」という。）を、市長等に提出するものとする。

2 申込書等に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応募する審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号及び年齢。ただし、市内に住所を有していない者は、勤務先又は就学先の名称、所在地及び電話番号を含む。
- (3) 応募の理由
- (4) 応募までに本市行政に関係する活動の経験がある場合は、その内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(選考方法)

第7条 公募委員の選考は、申込書等による書類審査とする。この場合において、当該書類審査により公募委員を決定することが困難な場合は、併せて面接、抽選等により決定することができるものとする。

2 前項の選考を行うため、審議会等を所管する部署に選考委員会を設置する。

3 選考の結果は、選考後速やかに、応募者全員に通知するものとする。

(公募の特例)

第8条 公募委員を募集したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人数に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要があるときは、公募によらず各種関係団体等からの推薦その他の方法で委員を選任することができるものとする。

- (1) 応募がなかった場合又は募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、この条例の施行後初めて委嘱する委員に適用する。